

令和 8 年度税制改正要望の実現状況等について

令和 7 年 12 月 22 日
全国商工会連合会

令和 8 年度税制改正については、与党税制改正大綱が次のとおり公表された。

＜要望項目に対する改正結果一覧＞

1. 円滑な事業承継に資する税制の整備

要望項目	要望概要	改正結果
(1) 事業承継税制の特例措置における特例承継計画の提出期限の延長	事業承継税制の特例措置が適用されるためには、特例承継計画を令和 8 年 3 月末までに提出する必要があるが、後継者の選定や計画の策定には一定の時間を要することから、提出期限の延長を検討すること。	○ 法人版は 1 年半、個人版は 2 年半の延長
(2) 事業承継税制における新たな特例措置の創設	地域経済を支え雇用を守ってきた中小企業・小規模事業者が次世代へ円滑に事業を引き継ぐことができるよう後押しするため、現在の事業承継税制の特例措置の期限（令和 9 年 12 月）後における新たな特例措置の創設等を検討すること。	— • 令和 9 年度税制改正での検討課題とされた • 来年度も要望活動を実施する
(3) 事業承継税制活用に係る申請手続き等の簡素化	特例経営承継期間（5 年間）は、毎年書類を作成し、都道府県と税務署双方に提出する必要があり、過度な事務負担が生じていることから、提出書類の一本化や提出先のワンストップ化など、利用者の事務負担軽減策を検討し必要な措置を講じること。	— • 特段の議論なし • 来年度も要望活動を実施する

(4) 事業承継等に係る不動産取得税の特例	中小事業者等が、適用期間内（平成 30 年 7 月 9 日から令和 8 年 3 月 31 日）に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、事業譲渡を通じて他の特定事業者から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる不動産取得税の軽減を受けることができる特例措置を延長すること。	<input type="radio"/>	適用期限の 2 年間延長
-----------------------	--	-----------------------	--------------

2. インボイス制度の各種措置を延長

要望項目	要望概要		改正結果
(1) インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置	免税事業者がインボイス発行事業者として課税事業者になった場合に、納税額を売上税額の 2 割とすることができる負担軽減措置を延長すること。	<input type="triangle"/>	対象範囲を個人事業主のみに限定し、2 割から 3 割の見直しを行い令和 10 年 9 月末まで延長（2 年間延長）
(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置	インボイス制度において、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の 8 割を仕入税額とみなして控除できる経過措置を延長すること。	<input type="triangle"/>	最終的な適用期限の 2 年間延長を行った上で引下げ幅を段階的に縮減

3. 積極的な事業活動を促進する税制の特例措置の延長等

要望項目	要望概要	改正結果
(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について、取得価額の上限額を引き上げること。また、全額損金算入の特例措置を延長すること。	<input checked="" type="radio"/> 適用期限の3年間延長及び拡充 (適用対象資産の取得価額の単価上限額を30万未満から40万円未満へ引き上げ)
(2) 中小法人税の軽減税率の特例措置	中小企業者等の法人税率について、各事業年度分の年800万円以下の所得金額部分の税率が15%に軽減されている特例措置を恒久化すること。	<input type="radio"/> 特段の議論なし - 来年度も要望活動を実施する
(3) 減価償却方法の見直し	一部の減価償却資産は法定耐用年数が長期であること、また償却方法が定額法に限定されていることから、中小企業・小規模事業者の設備投資を促進するために、償却方法の選択制や法定耐用年数を含む減価償却方法の見直しを行うこと。	<input type="radio"/> 特段の議論なし - 来年度も要望活動を実施する
(4) 地方拠点強化税制における税制優遇措置	地方拠点強化税制における税制優遇措置について、適用期限の延長と拡充を行うこと。	<input checked="" type="radio"/> 適用期限の2年間延長及び拡充 (中古資産の取得も対象に追加)
(5) 中小企業技術基盤強化税制の拡充	中小企業技術基盤強化税制について、中小企業及び売上規模の向上を目指す小規模事業者の稼ぐ力を向上させる等の観点から、繰越控除制度の再設や控除率の引き上げ等、制度を拡充すること。	<input checked="" type="radio"/> 3年間の繰越税額控除制度の再設